

# 令和7年度宇部市潜在保育士就職支援助成金募集要領

本市内の保育所等の保育士を確保するため、保育士資格を既に有する者で、市内の私立保育所、私立認定こども園（保育部）及び地域型保育事業実施施設（以下「保育所等」という。）に常勤保育士として就職する方に対して、就職支援金を助成します。

## 1 助成対象者

保育士資格を既に有する者（以下「潜在保育士」という。）で、次の条件に該当する者

- (1) 市内の保育所等又は私立幼稚園において、勤務経験がないこと又は離職後2年以上経過していること。
- (2) 市内の保育所等に常勤保育士として、令和7年4月1日以降に勤務を開始又は就職が内定していること。
- (3) 常勤保育士として、市内の同一の保育所等に2年以上継続して、勤務すること。  
※同一法人内の保育士としての市内での異動は、継続した勤務とみなします。
- (4) 保育士資格を取得していること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- (7) 本市の他の類似の助成制度を利用又は利用する予定がないこと。
- (8) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

## 2 助成金額

1人10万円（令和7年度に5万円、令和8年度に5万円を助成）

## 3 助成定員

10人程度

## 4 募集期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月6日（金曜日）

※応募状況により、募集を終了することがあります。

## 5 申請方法

次に掲げる書類を募集期間内に保育幼稚園課まで持参又は郵送（締切日当日必着）で提出してください。持参の場合の受付時間は、平日の9時00分～16時30分とします。

- (1) 宇部市新卒保育士等就職支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宇部市新卒保育士等就職支援助成金就労証明書（様式第2-2号）又は宇部市新卒保育士等就職支援助成金就労予定証明書（様式第2-1号）

- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 保育士証の写し
- (5) 納税証明書（本市が発行する「市税等の滞納がないことを証する証明」）

## 6 助成金交付対象者の決定方法

書類審査のうえ随時決定します。

## 7 助成金交付決定後の手続

### (1) 助成金請求

指定された期日までに、宇部市新卒保育士等就職支援助成金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

※提出期日は、別途ご案内します。

※助成金請求時に、保育所等を既に離職している場合は支給できません。

### (2) 就労状況の報告

申請後から就労を開始した者は、就職日から2週間を経過する日までに、宇部市保育士助成金就労証明書（様式第2-2号）を提出してください。

また、就職日から1年及び2年を経過した時点で、宇部市新卒保育士等就職支援助成金就労継続証明書（様式第2-3号）を提出してください。

## 8 助成金交付決定の取消及び助成金の返還

次の事由に該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。

(1) 保育所等に常勤保育士として就職しなかったとき。

(2) 保育所等に常勤保育士として就職後、1年または2年を経過する前に離職等したとき。

※就職して1年を経過する前に離職等した場合は令和7年度分5万円、就職して2年を経過する前に離職等した場合は令和8年度分5万円の返還を求めます。

(3) 提出書類に偽りがあったとき。

(4) その他助成金の交付が不相当と認められるとき。

## 9 その他

申請様式等については、宇部市ウェブサイトからダウンロードできます。

宇部市 > 子育て・教育 > 保育園・幼稚園 > 保育士就職支援 > 新卒保育士等就職支援助成制度

## 10 提出先・問い合わせ先

宇部市 こども未来部 保育幼稚園課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8327 FAX 0836-22-6051

メール kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp